

◎新潟県告示第659号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年6月5日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高 井 盛 雄

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成30年5月14日から平成30年8月15日まで
- 3 作業地域 新潟市西区板井及び南区松橋地区